

6月20日、日本共産党の上坂、梅木両府議の一般質問と答弁、および他会派議員の一般質問の内容（要旨）をお知らせします。

上坂愛子議員の一般質問	…	1 頁より
梅木紀秀議員の一般質問	…	6 頁より
他会派議員の一般質問	…	12 頁より

上坂愛子（日本共産党、長岡京市・大山崎町選出） 2001.6.20

「新KYOのあけぼのプラン」—府は切実な女性の実態をつかみ、真に男女平等を実現するための努力を

【上坂】 日本共産党の上坂愛子です。通告にもとづき、知事ならびに関係理事者に質問いたします。

はじめに「京都府男女共同参画行動計画」について質問いたします。

日本共産党府会議員団は、今年1月25日「男女共同参画行動計画」の見直しにあたって、府下の女性の暮らしの実態をふまえたより実効性あるものにするため、8項目の申し入れを行いました。

第一は、男女平等基本条例の制定について、憲法や女性差別撤廃条約の理念、母性保護、事業主、企業責任、性的嫌がらせや暴力の禁止、苦情処理救済機関など、明記した実効性のあるものにする事。

第二は、基本的人権、平和への貢献を位置づけ、数値目標と財政的裏付けを具体的にすること。

第三は、女性差別をなくし、女性へのあらゆる暴力の一掃。国際的にも低い地位にある日本の女性の基本的諸権利を国際的な水準に高めることは緊急の課題として、女性差別撤廃条約議定書に直ちに批准するように国に求めること。その他具体的問題を提案させていただきました。

4月に発表された新KYOのあけぼのプランは、男女平等を実現する上での基本的な問題で、第二次行動計画より後退しているといわなければなりません。

その第一は、基本理念の問題です。1986年に策定された第二次行動計画では、「世界人権宣言」と日本国憲法の「基本的人権の尊重と両性の本質的平等」を女性問題解決にあたっての基本的理念とすると明らかにし、個人が尊重されるためには、だれもが安心して暮らしていける平和な社会が確保される必要があります、個人の尊重と両性の本質的な平等とは、平和な社会においてのみ保障されるものであるとされましたが、今回の新あけぼのプランではその基本理念がまったく欠落しています。重大な後退といわなければなりません。

第二は、新KYOのあけぼのプランは男女が社会のあらゆる分野の活動に参画するチャンスを与えることを主眼になっており、これは必要なことですが、問題は女性への差別や社会進出の障害をなくす措置を具体的に規定したものになっていないということ

す。また九六年の改定にあたっての基本的視点では、企業への働きかけの強化が必要であるとされていましたが、今回はそのことも欠落し、事業主・企業の責務が明記されませんでした。企業がパートなど不安定雇用のまま女性を安上がりの労働力として活用し、昇進、昇格での差別を放置したままでは、男女共同参画を促進することは出来ません。99年4月から労働基準法の「女子保護規定」がなくなって、残業や深夜労働などが男性と同じにされ、ますます男性なみの厳しい労働が強いられているのに、女性の賃金は相変わらず低いまです。女性労働者の平均賃金は、パートを除いても男性の約6割強にすぎません。国際的に見ても、男性の9割のオーストラリア、8割のフランス、イギリス、オランダ、7割強のドイツなどと比べてきわめて低い水準です。正社員とまったく同じ仕事をしているパート・派遣労働者も増え、その低賃金が正社員の低賃金の重しになっています。ある電気工場の半導体ラインでは、正社員、期間工、パートの区別なく12時間2交代勤務についていますが、時給にして正社員1600円に対し期間工1000円、パート790円にすぎません。職場、地域、家庭の中で、さまざまな女性の差別が残っているのが日本の現状です。

だからこそ多くの女性団体や女性たちは、あらゆる分野での男女平等、人権の尊重を実現する力となる男女平等基本法を強く望んでいます。府民から寄せられた意見も、男女平等の視点に立った社会制度の見直しや、個人として生涯にわたる人権の確立、働く権利の保障、雇用の場における男女平等の推進など多くの意見が寄せられています。

私はこうした立場から3点について質問いたします。

一つは、先にも申しましたように、国際的にも低い地位にある日本の女性の基本的権利を国際的な水準に高める課題です。国連に女性差別の是正を直接訴えることができる女性差別撤廃条約選択議定書や、母性保護やパート労働者に関するILOの諸条約を日本も早急に批准することを政府に要求すべきと考えますがいかがですか。ご見解をお聞かせください。

二つ目に、女性労働者の実態調査についてです。

住友生命保険会社の女性社員らが、既婚女性を排除することを目的にした嫌がらせや、昇給・昇格差別をうけたとして、是正をもとめ今、提訴されていますが住友生命側は、差別している理由について、「既婚女性は産休や育児時間を取るのだから、労働の質・量が大きくダウンする」「既婚女性は、家庭責任が重く残業ができない」などと発言し、法律違反も平気な大企業の実態が明らかになっています。本府の先の行動計画には、女性労働者の実態調査をおこなうと盛り込まれていましたが、実際には、全国調査の一環でパート労働者の実態調査を行ったのみで、啓発パンフをつくる程度にとどまっているのではありませんか。これでは女性の実態をつかむ本府の役割は果たせません。宮城県は、県内500の企業を5年かけて調査し、法律を守っているすぐれた企業は公表し、不十分な企業に対しては行政指導を行う取り組みがすすめられています。本府もこうした取り組みを学ぶべきです。

小泉内閣は「構造改革をすすめれば失業者がでるのは仕方がない」と認めた上で、「セーフティーネットに万全を期す」などとしていますが、これはパートなどの不安定雇用を増やすだけで、雇用条件をさらに悪化させるものです。これがすすめば、今でも不安定な女性労働者の状態は、さらに弱く、ひどいものになっていくことは明らかです。不安定雇用で働く女性が不利益を受けていないか、母性保護が守られているか、常用雇用者の男女賃金、昇進、昇格についても調査し、問題がある場合は企業責任を果すよう労働局とも連携して、指導の徹底を行うよう求めます。具体的に実態把握をどのように進めようかとされているのかお答えください。

第三は、自営業、家族従業者の問題です。

京都の経済を一番したから支えてきた業者女性の仕事や暮らしはいま深刻な危機に

立たされています。健康破壊もすすんでいます。

しかし自営業に対する社会保障は、重い負担と、軽い給付の国民健康保険には休業補償もありません。老後の生活も守られない国民年金と自家労賃も認めない税制、国際的に見ても例のない前近代的な制度のうえに最低賃金制度も適用されないなど、働くものとしての基本的権利が保障されていないのが、自営業女性であり、家内労働者や農山漁村で働く女性です。あけぼのプランは自営業者の女性従業者の実態を踏まえ、労働条件の向上に向けた取り組みを検討するとしています。私はまずきめ細かな実態調査が必要と考えますが、いかがですか。

業者女性の労働を自家労賃と認める税制の改正、休業保障制度確立、傷病手当が給付できるよう、市町村国民健康保険に対する国の助成を政府に強く求めること、あわせて市町村国保に対する本府の助成を思い切っておこなうことです。いかがですか、お答えください。

【知事】 男女共同参画については、昭和60年に女性差別撤廃条約が国で批准された。女性差別撤廃条約選択議定書については今国会で、司法権の独立を含め司法制度との関連で、問題が生じる恐れがあり、今後制度の運用状況を見ながら、国が検討する。適正に判断されることを期待する。パートタイム労働に関する条約、ILOの諸条約については国内法制との整合性をはかっていく必要があることから、国が慎重に検討している。国民的合意の下に行われるべきこと。

【府民労働部長】 女性労働者の実態調査については、国が行っている調査とは別に、府内女性パート労働者の実態調査をこれまでから計画的に実施するとともに、女性就業サービスセンターや、労働相談所などで労働条件の適正化についての情報提供や相談をおこなってきた。労働基準法等関係法令違反があれば、監督権限をもつ労働局が指導・監督をつとめるべきこと。自営業の女性の労働環境の整備については、府内の中小企業は多くの女性によって支えられており、府は商工会、商工会議所と連携して、働く女性の声や実態をふまえながら、男女共同参画社会の意識啓発や、IT学習支援、女性グループ等への活動助成をおこなってきた。自営業女性にかかる税制については、白色申告にかかる事業専従者控除制度においては給与し払いの有無にかかわらず、一律に一定額を控除することになっており、この額は青色申告の専従者控除とのバランスも考えながら、税制上の観点から定められており、自営業女性の自家労働に対する社会的な評価とはかならずしも結びついていない。控除制度は国の税制度の重要な部分に関わる問題であり、国で専門の見地から検討されるべき。

【保健福祉部長】 国民健康保険については、休業補償という性格を有する傷病手当については無職の世帯との均衡をはかれず加入者全体の理解を得ることが困難であり、実施している市町村はない。府の単費助成については、一人あたりの助成額は全国的に見てもトップクラス。

DV防止法にもとづき、相談・保護体制の強化、自立支援の充実を

【上坂】 つぎにドメスティック・バイオレンス＝DV防止法について伺います。

夫など配偶者からの暴力を防ぎ、被害者を保護することを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」DV防止法が10月13日施行されることになりました。

総理府が昨年秋に行った、「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者から命の危険を感じるぐらいの暴力を受けた経験があると答えた女性は4.6％、20人に一人となっています。京都府が99年に実施した「男女共同参画社会に関する府民意識調査」によると、回答者の成人女性10人に一人が夫婦間などの暴力を直接経験した

ことがあると答えています。警察庁刑事局の統計では、毎年100人を超える女性が夫の暴力によって命が奪われ、昨年の死亡者は134人、殺人、障害や暴行での検挙件数は、1096件で、前の年に比べ2倍以上になっています。

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、これまでは被害者の救済が必ずしも十分におこなわれてきませんでした。配偶者からの暴力の被害は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行い、個人の尊厳を害してきました。

DV防止法は、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講じることが必要であるとして、国および地方公共団体に、「配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務」を定めました。また被害者の申し立てにより、裁判所が暴力をふるった配偶者にたいして、被害者への接近禁止や、被害者と共同生活している住居からの撤退を命じることができるとしています。

都道府県にたいしては、婦人相談所などに「配偶者暴力相談センター」の機能をもたせること、配偶者からの暴力を発見したら、同センターや警察官に通報するようつとめることなどもりこんでいます。

そこで5点について質問します。ひとつは、配偶者暴力相談支援センターについてです。

配偶者の暴力は、いつ、どこで起こるかかわからない問題です。本府でも2000年度、婦人相談所の相談件数のうち12.7%がDVに関するもので一時保護件数は、夫の暴力が31.2%と大幅に増えています。私も夫からの暴力に悩む女性からよく相談をうけてきました。最近も子供を二人つれて夫の暴力から逃げてきた若い女性ですが、アパートを夫に見つけられ、たびたび来ては暴力をふるわれ、そのあげく、子供二人を夫にとられ悩みぬいて相談に来られました。総理府の調査でも明らかのようにまだまだ「身内の恥」は公にしたくないという気持ちもあり一人で悩んでどうにもならないところまでおいこまれてしまうという例も少なくありません。心身に深い傷を抱えて逃げてこられるのですから、カウンセリングが非常に大切です。母子の場合は特に子供の精神的ケアはかかすことはできません。さらに支援センターは「保護命令」の申し立て手続きもやらなくてはなりません。重要な役割を担う相談センターです。24時間相談や緊急保護が受けられる体制が必要と考えます。いかがですか、お答えください。

二つには、婦人相談所自身の機能の充実がますます重要になっています。99年4月、厚生省は、婦人保護事業について、売春を行う恐れのあるもののみにかぎらず、家庭環境の破綻や、生活困窮者など正常な社会生活を営むうえで困難がある女性の相談、援助、保護をおこなうこととした、通達を都道府県に出しています。京都での婦人相談所の相談件数は、昨年度は5936件と前年度より1500件以上も増えています。DV法の施行により婦人相談所に求められる役割が一層大きく増えているもど、婦人相談員4人、心理判定員一人は非常勤であり、きわめて不十分な体制だと言わなければなりません。相談内容も複雑になってきています。専門職の常勤職員の配置が必要です。いかがはお考えですか、お答えください。

三つ目に、DV対策に必要なのは、何よりも被害者保護の充実です。被害女性が加害者から逃れ安全を確保できることです。そして心身を回復させ、自立した生活ができるようにすることです。ある母子寮の関係者は、夫の暴力と、子供の虐待は表裏一体の関係にある例が多いと警告されています。行政が深刻に受け止めてほしいと訴えられています。しかし、婦人相談所の一時保護施設は、売春をおこなう恐れのある女子の保護施設であるため、母子がいっしょに保護を求めてきても、子供が中学生以上の男子である場合、母親と離れて児童相談所に措置されてしまいます。母親が暴力を受けている場面を家庭の中で見てきた子供は暴力の恐怖を身につけてしまっているケースも多く、親子

を同じ立場でカウンセリングすることが大切ではないでしょうか。施設の改善が必要です。いかがですか、お答えください。

四つ目は、母子生活支援施設の問題です。

本府の公立母子生活支援施設は、吉田母子寮、綾部市立若草寮の二ヶ所しかありません。定数は29世帯と、人口率から見ると全国42番目という実に遅れた自治体です。しかも20年前から吉田母子寮の運営は社会福祉事業団に委託、一番たいへんな夜中の緊急体制は民間施設に任せるなど、府はその責任を放棄してきました。

吉田母子寮は施設が改築されてから32年が経過し老朽化も進んでいます。お風呂は一つしかありません。トイレも男女共同です。思春期の子供たちも生活しています。さまざまな困難を抱えた母子が入所されています。精神的、身体的不安定な母子にとって、安心と、やすらぎの施設です。自立への再出発の場所でもあり改善が必要です。DV防止法による、被害者の保護に責任を持つ本府として、母子の広域的受け入れも果たせるような施設が必要です。職員の増員と母子寮の建て替え、施設の増設が必要です。いかがですか、お答えください。

また綾部市の若草寮では、今、五世帯の母子が生活されていますが、五人の職員の方は皆非常勤の施設職員さんです。常勤職員の増員もふくめ、本府からの財政支援が求められます。いかがですか、あわせてお答えください。

五つめに、自立支援についてです。職業訓練を保障し、働く場の確保と経済的自立をしっかりとすすめること大切です。しかし、乳児が保育所に入れないため、職業訓練や就職にも困難な状況です。京都市と協議し、乳児の緊急受け入れをすすめることが必要と思います。いかがですか。

また今ある制度を利用しやすいようにすることも必要です。母子福祉資金、生活福祉資金など貸しつけ制度もありますが保証人が必要です。とくにDVによって施設に入られた方は、着の身着のまま逃げてこられた方がほとんどです。保証人を頼める状態ではありません。これを解決するために国の制度の改善を求めるとともに、本府としても最大限努力すべきと考えます。いかがですか、お答えください。

最後に府営住宅の母子家庭枠の拡大についてです。

京都母子会や京都母子生活支援施設協議会から、毎年府営住宅の枠の拡大の要望書が出されています。母子世帯にとって、府営住宅に入れるかどうかは、自立への第一歩となる切実な問題です。99年度の空き家申し込み件数は、京都府南部で236件、新築では119件。2000年度の空き家申し込み件数は235件、新築では129件となっています。99年度に特定枠の拡大をすすめていただきましたが、希望者が年々増えています。さらに枠の拡大と、府営住宅の建設をすすめるべきと考えます。いかがですか、お答えください。

【保健福祉部長】 DVについて、配偶者暴力相談支援センターについては、法律施行にむけて対応を検討している。なお現在は婦人相談所で休日、夜間にも緊急の場合には警察とも連携して対応している。婦人相談所については、法律の施行にむけ、相談員の研修など相談体制の充実をはかる。中学生の男子など同伴家族の適切な保護については、今後国が具体的な方向をしめすことになっている。吉田母子寮については、これまで必要な修繕をおこなってきた。今後も乳児をかかえた母親への支援もふくめ京都市などとも連携しながら、すすめたい。公設、公営の母子生活支援施設については、設置主体において必要な対応がされていると考えている。母子福祉資金や生活福祉資金の保証人については、被害者の自立を支援する観点から、必要に応じて適切に対応している。府営住宅の優先入居については、平成10年度からは空き家募集で2割程度、新築で3割程度まで拡大したところで、これ以上の拡大は困難。

ハンセン病元患者、家族の人権回復について

日本共産党の梅木紀秀です。通告しております数点について、知事ならびに関係理事者に質問します。

まず、京都府出身のハンセン病元患者及び、ご家族の人権回復について質問します。岡山県の、私が生まれた町からすぐ近くに、長島愛生園と呂久光明園があります。そういう関係もあって、大学時代、ハンセン病患者の社会復帰を支援する活動に参加し、夏休みには1ヶ月間泊りがけで、療養所内でボランティアをしながら、入所者と交流する活動に3年間参加しました。

療養所に隔離されたみなさんから、人権を奪われた、怒りと悲しみに満ちた体験をたくさんお聞きしました。女性は強制的に妊娠中絶させられ、男性は断種手術を結婚の条件とされました。絶対子どもはつくらせない「隔離と絶滅の政策」がすすめられたのです。

もともとハンセン病の感染力は極めて弱く、1943年には治療薬プロミンが開発され、WHOは1960年に隔離の必要性がないことを勧告しました。元患者のみなさんも隔離を定めた「らい予防法」の廃止を強く求め続けてきました。

ところが「らい予防法」が廃止されたのは1996年、WHOの勧告から36年もたった、今からわずか5年前なのです。しかも、隔離政策をすすめてきた国の責任は明らかにされず、一言の謝罪もありませんでした。人権回復のための措置や差別と偏見を取り除く施策は行われませんでした。だから、元患者の皆さんは裁判で人権回復を求めたのです。

熊本地裁判決は「らい予防法」を放置してきた国と国会の責任を明確に断罪しました。原告団の命がけの訴えと世論の力で国が控訴を断念し、熊本地裁の判決が確定しました。原告団の「やっと人間になれた」という感慨とあふれ出る涙には、辛くて長い人権を奪われた歴史と粘り強い運動の歴史があるのです。

この判決と国会決議を受けて、6月15日に「ハンセン病患者、元患者への損失補償法」が成立し、具体的な救済対策がはじまりました。都道府県もその責任を明確にしなければなりません。戦前は「無らい県運動」すなわち、隔離絶滅の県民運動をすすめ、戦後も「らい予防法」にもとづく隔離作業をおこなってきたのです。また、「らい予防法」が廃止されて以降、この5年間の取り組みも不十分です。

14日の本会議で、知事は謝罪の意向を示されましたが、「入所などの事務に携わってきた知事として」という認識に止まるものでした。「職員にメッセージを託し」「里帰りの際に会う」ということだけでいいのでしょうか。

鳥取県の片山知事は、国が控訴を断念した直後の記者会見で謝罪し、6月12日には長島愛生園を訪問、300万円の補正予算を組んで、県独自に差別や偏見をなくす取り組みや、元患者への宿泊施設の提供、遺骨が里帰りできる環境整備を行うことなどを表明しました。

知事に伺います。京都府出身で現在療養所に入所しておられる方は何人おられますか。また、平均年齢は何歳でしょうか。知事も療養所を訪問し、京都府出身の方々とお会いして、直接要望をお聞きすべきではありませんか。お答えください。

全国の療養所には引き取り手のないまま2万3700人の遺骨が眠っています。遺骨が里帰りできるような環境整備が必要です。また、岡山県の道徳副読本の差別的な記述や、京都の会社でハンセン病患者を排除する就業規則がまだ残っていることが発見されました。差別と偏見をなくす取り組みが必要です。

元患者のみなさんは高齢化しており、緊急かつ短期間に集中した取り組みが必要です。府として補正予算を組むこと、臨時に専任職員を配置し、元患者のみなさんへの支援や、偏見を取り除くためのシンポジウムの開催などを行うべきです。知事のお考えをお聞かせください。

過疎地域の住民の足 —— 路線バスを守れ

次に過疎地域の路線バスの維持・確保についてうかがいます。道路運送法の改正、いわゆる「規制緩和」で、来年2月から、採算の合わないバス路線はバス会社の判断で、6ヶ月前に通告すれば廃止できるようになりました。4月に設立された「京都府生活交通対策地域協議会」には、通告を受けても廃止を撤回させる権限はなく、公的な補助の上積みなど事後対策が検討課題になるだけです。

早速、西日本JRバスは加茂営業所の廃止、園部町と篠山を結ぶ路線の廃止、京北町周山からゼミナールハウスまでの路線の廃止を表明しています。親会社であるJR西日本は、関西線加茂以東など過疎地域の鉄道は減便し、バス事業も切り捨てる一方で、会社本体は今期も多額の収益増を見込んでいます。これまでは、親会社の援助や他の黒字路線とのやりくりで公共交通を確保する努力をバス会社に求めることができたのですが、今回の「規制緩和」は、「市場原理優先」で、もうからなければ「切り捨て自由」にしたのです。これで、過疎地域の公共交通が守れるでしょうか。

加えて国は、今年4月からバス路線の補助対象を、「広域かつ幹線的な路線」に縮小しました。この結果、7割から8割の路線が補助対象外になるとの先日の答弁でしたが、額にすれば7～8千万円の削減です。国の支出は削減し、府と市町村に負担を押し付けるとんでもない話です。

これまでから、補助制度縮小で市町村の財政負担は重くなっています。加悦町では町の補助金支出が94年度はわずか90万円だったものが、昨年度は796万円と6年間で8・8倍にもなっています。綾部市では95年度375万円が、99年度2099万円で、5年間に5・6倍です。市町村の財政負担がこれ以上重くなれば過疎バスは維持できません。

先日の知事答弁では、国庫対象路線が増えるような調整をする、とのことでしたが、国の「規制緩和」と一方的な補助金カットを無批判に受け入れるべきではありません。まず抗議すべきです。

フランスでは「国内交通基本法」で、国と地方に国民の「交通権」を保障する責務があると定めていますが、日本においても当然、過疎地域の住民の「交通権」を保障する責務が国にもあります。国に十分な財政負担を求めるべきです。いかがですか。

さらに、地域の生活交通確保について質問します。私は5月に、過疎バス問題の調査に、新潟県に行ってきました。新潟県では、交通問題の専門家をアドバイザーに市町村担当者も参加する「調査研究会」をつくり、2年間かけて基礎的な実態調査やモデル事業に取り組んでいました。

280ページにも及ぶ報告書には、県下の全路線バスの運行実態や市町村の財政負担の状況、各種アンケート調査の結果、さらに福祉バスやスクールバス、乗合タクシーの活用など、県が補助制度をつかって実施したモデル事業の報告が盛り込まれています。この資料をもとに市町村の議論を積み上げ、過疎地域の生活交通を確保するための「地域交通計画」を策定するとのことでした。バスを、図書館や公民館と同じく住民になくてはならない「走る公共施設」と位置付けていました。

本府の場合、残念ながら、こういう計画はありません。それどころか、府下市町村の財政負担やバス路線の系統数を担当課は把握していません。119の国庫補助路線と5

1の府補助路線しか把握していないのです。これでは、過疎地域の生活交通は守れません。

今年度町営バス事業に、京北町は8千万円、美山町は1億550万円の予算を組み、生活交通の確保に努めています。このような市町村の実態把握なしに、市町村の声を国に伝えることも、有効な手立てを打つこともできません。体制を強化し、補助金支出の仕事だけでなく、総合的な地域生活交通を視野に入れるべきです。府下の福祉バスやスクールバスの実態も把握し、モデル事業も実施して、過疎地域の生活交通を確保する「地域交通計画」を策定するよう提案します。知事の考えをお聞かせください。

小泉「構造改革」

—— 地方交付税削減は地方への裏切り行為。

「有利な起債」を口実にしたむだな事業はただちに止めよ

次に、地方交付税について、今議会での知事答弁を踏まえて質問します。地方分権に伴う財源移譲などの制度論と、現下の財源不足に対する対症療法としての地方交付税の削減を意図的に混同した議論がすすめられています。明確に分けなければなりません。

来年度予算編成をめぐる、小泉首相は「地方交付税も、聖域なき歳出削減の例外ではない」と宣言し、塩川財務大臣は、「基準財政需要額を1兆円ほど減らしてもらおう」と国会で答弁しています。さらに政府の経済財政諮問会議は、市町村合併を促進して地方交付税を削減すること、また「段階補正の縮小」つまりは小さな自治体への地方交付税を削減する方針を示しています。いずれも、地方交付税総額が不足していることについての議論です。

そもそも、地方の借金が増えたのは、国の責任です。経済対策名目に大型公共事業をすすめるために、「有利な起債」論で地方の単独事業を誘導した結果、地方の借金が膨らみ、基準財政需要額が膨らんだのは周知の事実です。

ところが、経済財政諮問会議は「自治体が財源を気にせずに無駄な公共事業を手がけるなど、国への過度の依存をまねき、財政赤字が拡大する一因になっている」と地方の責任にし、経団連も昨年12月の「地方財政改革への新たな取り組み」という文書の中で、「地方債の元利償還金が基準財政需要額に参入されるなど、交付額算定の仕組みに、自治体の財政規律を弛緩させる要因がある」として「基準財政需要額の算定方式を抜本的に見直し、地方交付税を抑制」せよと提言しています。

国の政策の破綻を、地方の責任になすりつけ、制度論にすりかえるまやかしの議論です。この延長線の上で、小泉内閣の「財政構造改革」、地方交付税削減が押し付けられようとしているわけです。

知事にお伺いしますが、このような地方への責任転嫁は、政府の重大な背信行為ではありませんか、財源移譲論とは区別してお答えください。地方にも国の誘導にのった責任があります。私どもが「有利な起債論につられて、これ以上の借金を増やすべきでない」と警告してきたにもかかわらず、知事は「京都府の借金の半分は国が見てくれる」「今後も有利な起債を活用する」と借金を増やしてきましたが、「有利な起債論」が破綻したことは明らかです。

先日、与党議員からの指摘にも、まだ懲りずに、「今後も有利な起債を活用する」との答弁でしたが、国があてにならないことがはっきりしたですから、これ以上無駄な大型公共事業のために借金を増やすべきではありません。京都市内高速道路や関西空港2期工事、和田埠頭建設など起債に頼った無駄な事業は直ちに中止すべきです。知事の答弁を求めます。

知事は14日の本会議で、地方交付税は、「国が地方にかわって、徴収するいわば地

方税」で、「地方固有の財源だ」とお答えになりました。総務省も、地方交付税は「地方共有の固定財産」であり「地方自治の本旨の実現」と「地方公共団体の独立性を強化する」事が目的だ、と文書に書いています。つまりは、政府の都合で「地方の共有財産」である地方交付税を削減するという議論は、いわば他人の財布に手を突っ込むような制度無視の議論ではありませんか。

また、地方財政法第2条には「国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自主性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない」と定めています。これにも違反するのではありませんか。そもそも、「有利な起債論」で地方を誘導するやり方は、地方交付税の目的から逸脱していると私は考えるのですが、あらためて知事の見解をお聞かせください。

なお、14日の本会議で、知事は、「98%の自治体が生活保護を受けているようなもの」と発言されましたが、「地方固有の財源」である地方交付税について、まったく不適切なたとえであることを指摘しておきます。

さて、地方交付税法では、交付税総額が著しく不足した場合、政府が交付税率を引き上げるか、不足額を国が負担するような制度の改正をするよう第6条の3の2項で定めています。法の定めに従って、政府の責任で地方交付税総額を増やすことが解決の筋道ではありませんか。知事のご所見をお示しください。

税源移譲の問題については、あらためて取り上げたいと思いますが、過日の地方分権推進委員会の最終報告にある「歳入中立」、つまりは税額全体は増やさないで税源を移譲するというやり方では、過疎地域自治体が、またまた切り捨てられることになることを申し述べておきます。

市町村合併 —— 知事は自主的なやり方を阻害する国のやり方をきっぱり批判せよ

最後に、市町村合併についてうかがいます。同じく経済財政諮問会議は構造改革の一環として、市町村合併については具体的な期限を設けて、市町村を30万人以上の規模に再編し、市町村の数を300程度に集約することを目指すとしています。これによると、今年2月に出された本府の市町村行財政研究調査会の報告書が示す最小9つの合併パターンになります。

このパターンでは北部は宮津市を中心に1市10町の合併で、人口は約12万人です。議員の数は現在1市10町で合計187名ですが、地方自治法による議員数の上限は34名になり、人口で割れば伊根町からは議員が選出できないか、やっと1名、旧町村から2名ないしは3名ということになります。歳出は削減できますが、これで地域の細かな要求が行政に反映できるでしょうか。とりわけ周辺部の過疎地域は取り残されるのではないのでしょうか。

また、1市10町の一般行政職員数は現在合計1218人ですが報告書では類似団体の職員数は662人で半数近くに削減されます。人件費は削減されますが、若者の働く場所が半分に減り、役場の統合、保育所や学校の統合などで、周辺地域ほど過疎化がすすむのは明らかです。議員数や職員数が削減されて、無駄が省かれるように言うのはごまかしです。

市町村合併の一番のねらいは、地方交付税の削減です。峰山町など丹後6町が合併する場合、人口は約66000人で福知山市の約68000人に匹敵することになります。99年度決算で丹後6町の地方交付税の合計は約140億円ですが、福知山市は約60億円で、半分以下です。地方税収の差など単純に比較できないとしても地方交付税が大幅に削減されることは明らかです。だから合併特例債や特別交付税措置で市町村合併を

誘導しなければならないのです。また、合併特例措置を2005年3月で打ちきるといふ脅しをかけ、兵糧攻めのように小さな自治体の交付税を削減して、強引に合併させようとしています。

知事が「合併はあくまで市町村の自主性と合意に基づいて」というなら、市町村の自主的な検討を阻害する国のやり方をきっぱり批判すべきです。知事のご所見をお伺いします。

「均衡ある発展」も投げ捨てる構造改革、規制緩和では日本経済も社会も破壊される

最後に、知事はかねがね四府総のスローガンである「府域の均衡ある発展」を基本姿勢として掲げてこられました。しかし、現実には、輸入の拡大で、農業も漁業も林業も立ち行かなくなり、農協の合併やJRの合理化、さらにはバス路線さえ奪われて、農村部の過疎化と高齢化がすすんできました。

経済財政諮問会議は、今後は「均衡ある発展」とは言わないと、居直り宣言をしましたが、知事も自民党も今後は「均衡ある発展」とは言わないのでしょうか。この上さらに、地方交付税の削減、市町村合併、郵便局の統合がおしすすめられたら、農村は崩壊してしまいます。

「構造改革」や「規制緩和」、「競争原理の導入」とは過疎地域の切捨てではありませんか。これで、どうやって自然環境が守れますか、どうやって子どもたちに「人にやさしく」と教育できますか。小泉流「構造改革」が日本経済も日本社会も人間の心をも破壊するものであることを指摘し、私の質問を終わります。

質問に対する知事、理事者の答弁

地方交付税の削減について

【知事】 公共事業を中止すべきということだが、これまでも何度も言っているが、府においては、真に必要な事業を精査したうえで、不況雇用対策という面からも、国の経済対策等を積極的に活用し、立ち遅れて来た社会資本の整備に取り組んで来た。社会資本の整備は、新首都府総合計画においても、21世紀の京都府を築き上げていくうえで、欠かせない極めて重要な施策として位置づけており、今後とも重点化をはかりながらも、積極的に取り組んでいきたい。

地方債の交付税措置については、地方において、必要な社会資本の整備を行う財源保証とし措置されてきたものである。今後とも活用できるものは活用していくが、こうした措置も含め、地方交付税制度の見直しにあたり、国の財政政策的観点からでなく、国と地方の役割分担を踏まえ、税源の委譲、国の関与の見直し、地方における社会資本整備の実情等を考慮して検討していくべきものだと考える。地方の財源不足については、現在、国の一般会計からの加算や特例地方債の発行などの制度改正により補填されている。地方の自立が促進されるよう、地方財源の充実について、引き続き国に対して働きかけていきたい。

最後に、梅木議員は、均衡ある発展の言葉じりを捕らえられていろいろ言われましたけれども、地方自治のことは、私は中央集権的な共産党以上に地方自治主義者であり、ご心配いりません。

【総務部長】 市町村合併は、これまでから知事が答えてきたとおり、市町村の行財政の基盤を確立していくうえで、合併は有効な手段の一つであるが、同時に地方自治の根幹に関わる問題であり、地域の自主的主体的な議論にもとづいて行われるものと考えて

いる。合併特例債は、合併後の市町村の一体性の速やかな確立をはかるとともに、均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備などに当てられるものであり、あくまでも合併の弊害を取り除き、合併を効果的に実現するための措置である。地方交付税の段階補正は、実態に即した適正化をはかる観点から、算定方法の簡素化簡明化の一環として平成 10 年度以降順次見直しが進められてきたものであり、先日示された「骨太」の方針案でも、現在のところ市町村合併とは別個に議論されている。府としてはね地域における自主的、主体的な取り組みを支援して積極的に支援していきたい。

地方バスについて

【企画環境部長】 地方バスについてだが、規制緩和による国の関与を縮減する方針のもと、道路運送法が改正され、一定の地方交付税措置を講じたうえで、国庫補助制度も見直された。生活交通の在り方については、市町村を中心にそれぞれの地域の実態を踏まえ、路線の再編やいろいろな形態のバス等の効率的効果的な活用を含め様々な検討をしていただき、その状況を踏まえ京都府生活交通対策地域協議会ブロック協議会において、5つの地域毎に実態におうじた協議調整を行う。地方バスは、通院や通学等の住民の足として重要な役割を担っていることから、今後、国に対して状況に応じた措置を講じられるように、引き続き要望するとともに、協議会を構成する関係機関の間で十分な連携を図っていきたい。

ハンセン病元患者、家族の人権回復について

【保健福祉部長】 ハンセン病についてだが、代表質問で知事が自らの体験を含め、思いや今後の取り組みについてお答えしたとおり。府としては、これまでから実施しているとおり、里帰り事業などを引き続き実施するとともに、知事の心からのお詫びとお見舞いのメッセージを託すほか、直接お会いする機会などを通して、知事自らお詫びもし、京都府出身の方々のふるさとへの重い思いを含むご意向を十分にお伺いする中で施策の充実に努めていきたい。現在入所している京都府出身者は 56 名と聞いている。年齢はプライバシーの問題もあり、あえて聞いていないが、高齢者が数多くいる。

梅木府議の第二質問と知事答弁

【梅木】 ハンセン病の方々の質問を再度知事に答えていただきたい。里帰り事業をやっているとおっしゃったが、普通に聞くと故郷に帰ることができると思いますが、本当に帰ることができているのか。そばを通ることもできない。療養所の中から外に出ることを里帰りと呼んでいるんです。故郷に帰ろうと思っても、家族の方が帰ってくるなどという差別の実態が有るんですよ。今、患者の人たちがこの判決を受けて「帰りたい」と思っても家族に言えない、葬式にも参加できなかったんだから。その時に家族が「帰ってこい」と声をかけてあげることができなかつたらだめなんです。ところが、家族自身もまわりの目を気にして呼ぶことができない。そういう深い 90 年の隔離の歴史の中で社会的偏見と差別が有るんです。56 人ということでしたが、全国で 4780 人療養所に入っている人がいる。京都府の人口は全国で 2% でしょう。人口比率でいえば、100 人前後はいてもいいのに 56 人ということは実際には名乗っていない人もいる。出身地がつかめられていない実態がある。私の体験も踏まえて、京都府が今やらなければならないことは何か、そのことを聞きたい。知事に答えていただきたい。答弁漏れだが、私は補正予算を組んで臨時に職員を配置すべきだ、平均年齢 72 才であり急がなければならない、根深い問題がある、府が責任を持ってやらなければならないと聞いた。知事が答えていただきたい。

【知事】 故郷帰りやその他のことについて、偏見あるいは誤解にもとづく社会的な差別が現にあった。その点について、誤解を解いたりあるいは偏見をただす集中運動を今後とも力強くやっていきたい。いろいろ家族の方々のお考え、あるいは遺骨の里帰りも含めて、今度お帰りになるの方々のご意見を真摯に聞いてみたい。

梅木議員は、何か自分だけが差別をしていないようなことをおっしゃいますけれども、私を含め全国民が反省すべきことだと私は思っています、そういうものを代表して、心から一生懸命、周知あるいは偏見の解除に務めていきたいと思っています。

●他党派議員の一般質問（要旨）

千歳利三郎（自民、舞鶴市選出） 6月18日

【千歳】 水産振興に関し、(1)国の「水産基本政策大綱」に沿った、減船や休漁等を視野に入れた水産資源回復のための取組みの検討も避けがたいが、漁業者に相当の痛みを伴う構造改革となることから、雇用確保、経営安定等の充実に万全を期されるよう強く要望する。(2)本府の周辺水域で、良好な海洋環境の維持・創出を図るとともに、長期的な視野に立って、水産資源の維持増大に向けた取組みをいっせいに進めていくべきと考えるかどうか。(3)地元の漁獲物に少しでも付加価値をつけて販売する、水産加工の振興が特に重要と考えるかどうか。

【農林水産部長】 本年3月、丹後町長浜沖に216ヘクタールの人口小漁場が完成。この結果一大魚礁帯が実現。また由良川河口沖合いでヒラメの稚魚の漁礁の造成。長期的展望ですすめる。水産加工は所得確保に重要。徐々に取り組みがすすんでいる。

【千歳】 原子力防災訓練に関し、(1)本年3月の高浜発電所での訓練を通じ、どのような成果が得られ、どういった課題が明らかになり、それらを今後の原子力防災対策にどのように生かしていくのか。(2)原子力防災の実効性を確保するためには、防災意識の更なる向上と、緊急時における情報の迅速な伝達が必要と考えるかどうか。

【知事】 今回の訓練は全国ではじめて県境をまたいで福井県との連携でおこなった。防災の知識の普及、啓発に役立った。一方で住民の中で防災の意識がかならずしも十分でないこと、通信機器を用いた情報収集に問題が起こったこと、避難などで福井県との連携が十分でなかったことなどが課題。今後住民との住民との懇談会、福井県との連絡会議ひらき強化する。

【千歳】 舞鶴港貿易の振興に関し、(1)現在の舞鶴港貿易の状況はどうか。また、今後の見通しはどうか。(2)新たな取扱品目の開拓が非常に重要な課題であると考えられるかどうか。(3)第2埠頭の多目的クレーンについては、万一、クレーンが故障した場合の対応についても、是非検討されるよう要望する。(4)舞鶴港の取扱貨物量の7割以上は北海道フェリーによって運ばれており、まさに舞鶴港の命綱であるが、敦賀港から出航するフェリーは、同様の距離である舞鶴港から出航するフェリーに比べ、8時間も早く小樽港に着く。こうした時間差の解消や、フェリー上屋のバリアフリー化、着岸方法の改善について、フェリー運航会社と早急に協議し、舞鶴港のイメージアップを図られるよう強く要望する。

【商工部長】 コンテナ貨物の取り扱い量は、平成12年で20フィートコンテナに換算して、5221トンに達し、前年比30%増になった。府としても多目的クレーンの使用料減免など集荷対策をとっている。韓国関連企業を招いてのセミナーの開催などにより、成果はあがってきている。大連航路の月間取り扱い量は過去最高。株式会社舞鶴21を中心に輸入品目の拡大につとめる。

植田喜裕（自民、中京区選出） 6月18日

【植田】アイバンク登録に関し、(1)府内における昭和39年アイバンク開設以降の提供登録者の実績はどうか。また、臓器移植法成立以降の提供登録受付件数及び提供眼球幹旋件数の推移は、どのようになっているのか。(2)府立医科大学附属病院における現在の移植希望登録者数はどうか。(3)本府としても普及・啓発にあらゆる手段を講じるべきと考えるがどうか。

【保健福祉部長】 府内登録者数は21469人、幹旋件数は2289件。府立医大での角膜移植希望登録患者数は12年度末で187人。全国と同様、減少傾向。民間団体との協力で普及が大事。

【植田】 地域文化の振興に関し、(1)本府として祭りへの何らかの支援が必要であると考えられるかどうか。(2)本府における国、府、市町村指定の無形民俗文化財はどれくらいあるのか。また、これらに対する本府の補助実績はどうか。(3)京都市は毎年「京の郷土芸能まつり」を開催し、関係者の大きな励みになっていると考えるが、本府でも、郷土芸能の保存と普及・啓発のため、北部・南部隔年開催で、このような催しを行うべきと考えるがどうか。(4)市町村の活力・活性化にも繋がる郷土芸能を、新たな集客の一つとして奨励することを提案するがどうか。

【知事】 地域文化づくり支援事業により12年度には22事業、3694万円の助成をした。無形文化財の指定状況は国指定のものが8件、府指定が84件、市町村指定が99件。無形民族文化指導の保全には49件1240万円の助成をしている。「まつり」の形態は研究したい。「まつり」や郷土芸能は京都の重要な観光資源であり、助成してきた。

【植田】 生態系の維持に関し、(1)ツキノワグマとの共存に向け、何らかの対策が必要であると考えられるがどうか。また、府内における生息数はどうか。(2)希少動植物を保護するため、こうした動植物を保護し、併せてそれらを取り巻く生態系を保全していくための、総合的な取組みも必要であると考えられるがどうか。また、本府が実施するレッドデータ調査の進捗状況はどうか。さらに、希少野生動植物とそれらを取り巻く生態系の保護について、どのように考えているのか。

【農林水産部長】 ツキノワグマについて。農林業被害、人への被害が放置できない状況。生息動物体調査をおこなっている。共生できる道探りたい。府内には200～500頭生息している。

【企画環境部長】 希少野生動植物とそれらを取り巻く生態系の保護については、ますます重要になる。府では「レッドデータ調査」を実施している。今年度中にとりまとめる。「緑と文化の基金」を活用し保全部体の活動に補助。

【植田】 (1)「警察署協議会」に関し、①どのような基準で人数が定められているのか。どのような基準で人選しているのか。②その成果についてはどうか。また、委員の意気込みや反応はどうか。③協議会から示された意見や要望、答申を具体的にどのような形で警察行政に反映させていこうとするのか。(2)中京区を中心とした京都市中心部における治安対策に関し、①府内及び中京区における事件発生件数や特徴的な傾向はどうか。②交番の機能や交番を中心とした治安対策を、更に強化すべきと考えるかどうか。③警察本部におかれては、今後も複雑多様化する治安情勢に的確に対応され、「安心・安全」な生活を求める府民の期待に応えていただくよう要望する。

【警察本部長】 協議会の委員定数は協議会として成り立つ最小を5人、最大13人と条例で定められている。人選の基準は地域住民の意見を反映させるにふさわしい方、幅広い分野から自治体の長からの推薦のある方に対し、公安委員会が審査する。30協議会が開催されている。治安対策は、府内昨年中の刑法犯任地件数が54000件、過去50年間で最高。中京でも増勢。交番は市内全体には130あり、中京には14。体制の確保に配慮。

奥田 敏晴(自民、城陽市選出) 6月20日

1) IT講習会について ①IT講習会の実施状況および障害者のためのIT講習会の応募状況。②育児等の事情により、参加できない人もいる。できるだけ多くの府民がIT講習会に参加できるよう配慮すべき。【企画環境部長】平成12年度は121講座、2544人の募集に対し1万2千人を超える応募があった。今年度は10万人近い講習を予定している。障害のある方の講習は追加実施をしている。訪問講習や育児で受講が難しい方には託児所つき講習会など、受講しやすい環境づくりに配慮していく。

2) 日産車体京都工場の跡地利用に関し ①跡地の活用は、地域のまちづくり計画と十分調整すべきと考える。②将来の方向性はどうか。本府として、どのように対応していくか。【知事】先般、日産グループから跡地利用についての開発構想が示され、昨日、跡地への立地企業第1号としIT関連企業が新しい工場の整備を決定された。地元市・町と連携しながら会社とも情報交換を密にしながら企業誘致に努めていく。

3) 教育問題について ①少人数授業についての取り組み状況とその効果。来年度は教員採用予定者数を大幅に増加されるが、増員効果を活用し、今後、どのように少人数授業に取り組むのか②城陽養護学校のグラウンドの拡張を要望。【教育長】本年度から府内78の小中学校で国、算、数、理、英などで20人程度の学習集団による授業を実施。児童生徒の興味関心、習熟度などに応じて、より学習効果が得られるよう工夫している。

4) 「京都府迷惑行為防止条例」について ①条例の運用状況。条例の効果的な適用事例等として、どのようなものがある。②条例の内容を府民に周知する広報パンフレットの活用を含め、府民に対する広報・啓発の取組状況はどうか。【警察本部長】いままで刑法等で十分対応し切れなかった痴漢行為に対して、本条例が効果を発揮している。府警のホームページへの掲載、JR車内での放送、京都市バス内でのポスターなど各種媒体を活用。

5) 地元問題について ①木津川右岸運動公園について、昨年9月定例会で知事は「公園の南側部分から段階的に整備する」と答弁されが、順調に進捗するよう要望。②近鉄京都線の城陽市域における高架化および城陽市内の3駅のいずれかに急行が停車するよう近鉄に働きかける要望。③国道24号の城陽市域における交通渋滞緩和の取り組みを、国に働きかけるよう要望。④第二名神高速道路の城陽市域内での整備の見通し。【土木建築部長】第二名神高速道路は京都府域での路線測量、土質調査は昨年度までに完了。今後、JR奈良線から西側地域の設計業務を実施するとともに、東側は計画をとりまとめ次第、着手される予定。府としては沿線市・町とも連携を取りながら地元設計協議が実施されるよう日本道路公団に働きかける。

澤 照美(公明、左京区選出) 6月20日

1) 交通バリアフリー法について ①同法の整備により本府のバリアフリーの取り組み方針。②同法に基づく市町村の基本構想策定に当たって、道路管理者や公安委員会等の協力、関係機関相互の連携が重要。本府の適切な助言や情報提供が欠かせない。関係機関の準備状況、市町村における進捗状況は。【企画環境部長】今年度は京都市、福知山市、長岡京市、八幡市、園部町で基本構想作成に着手。府としては市町村が作成する基本構想、交通バリアフリー化促進のための支援策の調整等を行うために、庁内や警察本部の関係課で構成する「交通バリアフリー化推進連絡調整会議」を設置。今後も横断的な連絡調整をするとともに、助言や情報提供を行いながら促進を図っていく。

2) ユニバーサルデザインについて ①福祉の視点からあるいは交通バリアフリー法による道路整備等に限って、ユニバーサルデザインの理念をどのように生かしていくか。②今後も研究に取り組むよう提案するがどうか。【知事】新京都府総合計画においてユニバーサルデザインを基調とした、だれもが利用しやすい歩道など移動環境の整備、ユニバーサ

ルデザインのものづくりの推進などに取り組むこととしている。理念を十分念頭に置きながら、能力や障害にかかわらずあらゆる人が安心して暮らせるまちづくりなど各施策に取り組んでいく。

3) 高齢者の住居確保について ①高齢者住居安定確保法に基づく実施に向けての取組状況。②日本賃貸住宅管理業協会の平成12年度調査によると、民間賃貸住宅管理会社の4割が、高齢者入居を不可としている。本府における実態を把握する必要があるがどうか。民間賃貸住宅において、高齢者の入居を不可とする理由を整理した上で、具体的支援を行うことにより、入居可能登録住宅の増加を図ることも検討すべき。③民間賃貸住宅における高齢単身者に対する厳しい対応に伴い、府営住宅への高齢者の入居希望が非常に多く見られる。府営住宅に高齢単身者、高齢者夫婦世帯専用住宅の必要性が求められるがどうか。**【土木建築部長】**登録閲覧制度等、具体的な方策については京都府も全国の実態と同様の状況にあると認識。今後、法の趣旨を踏まえ適切に取り組んでいく。府営住宅についてはバリアフリー化をすすめ、だれもが安心して住める住宅の供給に努めている。高齢単身者のための住宅確保は、岩倉、小栗栖西など59団地について、居住室が2室以下の住宅を対象に入居ができる取り扱いを行っている。